

令和2年度 安曇野市福祉有償運送運営行議会 会議概要

1	審議会名	第2回(令和2年度第1回)安曇野市福祉有償運送運営協議会
2	日 時	令和2年10月22日 午前 10時00分から午前 11時00分まで
3	会 場	安曇野市役所 共用会議室 403
4	出席者	美齊津委員(小林委員代理)、耳塚委員、黒木委員、布山委員、丸山委員、鶴巻委員、渡辺委員
5	担当課出席者	鳥羽長寿社会課長、新保長寿福祉係長、宮島主査
6	公開・非公開の別	一部非公開 (協議事項のうち個人情報を含む内容は、安曇野市付属機関等の設置及び運営に関する指針6に該当)
7	傍聴人	0人 記者 0人
8	会議概要作成年月日	令和2年10月23日

協 議 事 項 等

【会議概要】

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 自己紹介
- (4) 報告及び協議事項
 - ①臨時協議の実施及び結果の報告
 - ②安曇野市社会福祉協議会(以下「社協」という。)関係
 - ③JA あづみ暮らしの助け合いネットワークあんしん(以下「JA あんしん」という。)関係
 - ④ユニバーサルツーリズムながの(以下「UTながの」という。)関係
- (5) その他
- (6) 閉会

【報告及び協議事項】

(1) 臨時協議の実施及び結果の報告

①報告

(事務局)8月にUTながのより3名の新規登録の相談があった。いずれも要介護であり、認知症や気難しさなどから通常のタクシーでは対応が難しいが、通院等で利用する必要がある方たちである。

そのため、運営要領第10条の4の会長が緊急と認める場合として、会長、副会長、指定された委員2名の4名で臨時協議を実施した。指定委員は事業者代表として黒木委員、タクシー会社代表として小岩井委員へお願いをした。なお、新型コロナウイルスの影響もあるため、書面決議とし、事務局で委員それぞれに説明と承認をいただき、8月31日付でUTながのに協議会として承認を行った。

②質疑

質疑なし。

(1) 社協関係

①定期報告（会員及び運行管理の状況、苦情処理等）

変更や苦情等なし、社協より説明

②質疑

質疑なし

(2) JA あんしん関係

①定期報告（会員及び運行管理の状況、苦情処理等）

変更や苦情等なし、JA あんしんより説明

②質疑

質疑なし

(3) UT ながの関係

①定期報告（会員及び運行管理の状況、苦情処理等）

苦情等なし、UT ながのより説明

②協議事項

旅客及び旅客の範囲の変更、使用自動車数の変更、事業の廃止について UT ながのより説明

（旅客の範囲に要支援者及びその他を追加、旅客の人数を 14 人に増加、

使用自動車の台数を 4 台に増加、

継続困難及び介護タクシー事業の開始による 12 月 31 日付での事業の廃止）

③質疑

（委員）廃止後は介護タクシーに移行することだが、一般タクシーと同料金か。

また、タクシーメーターはつけるのか。

（UT ながの）2 本立てを予定しており、自動認可運賃と訪問介護を利用する方は介護運賃の設定を行う予定である。自動認可運賃のものにはタクシーメーターを設置する。介護運賃については申し上げられないが、100 円などの低運賃ではやらない。

（委員）介護タクシー事業はどこでやるのか。営業範囲はどこか。

（UT ながの）自宅が事業所のためそこで行う。範囲は県全域だが、介護事業と連携するため安曇野市と松本市などの隣接市町村となる。

（委員）運転手は運転手で、別途ヘルパーが同乗することになるのか。

（UT ながの）自分も介護員であり運転手であるが、1 人でも平気な方は病院に行ってそのまま通院介助をするなど、ドライバーが介護員ということもありうる。

(委 員) 認可は一般タクシーと同様か。

(UT ながの) 福祉限定である。福祉有償運送では対応できないと思われる重度の方でも福祉タクシーを使つての対応ができるようになると考えている。

(委 員) 福祉有償運送利用者 14 名について廃止後は介護タクシーで対応するのか。その場合、料金が増えるなど不利益はないのか。

(UT ながの) 既に了承をいただいている方もいるし、これから説明をする方もいる。

緑ナンバー車が 1 台あれば、所謂ぶらさがり許可で数台登録をして利用者の送迎ができるため、そのようにして通院介護という形でやらせていただく予定である。

・協議事項について承認とする。

【その他】

(1) 事務局提案協議

(事 務 局) 8 月に運営要領第 10 条の 4 に基づいて臨時協議を行わせていただいた。臨時協議では会長、副会長と指定された 2 名の委員で行うこととなるが、今後実施する場合に備えて 2 名を誰にするか協議いただきたい。

ご提案等なければ、事業者を代表して黒木委員、今回欠席されているため後日ご本人に確認をとるが、タクシー協議会を代表して小岩井委員にお願いしたい。

(委 員) 異議なし。

(2) 質疑

(委 員) UT ながのの撤退に関連して、今回のように旅客の変更等があった場合は協議会を経ないとすぐに対応できないが何か方法はないのか。

(事 務 局) 現在の方法は県へ報告し登録がされた後、協議会で承認を得る手続きとなっている。旅客の変更に限っては県への報告の必要はないものの、協議会での承認が必要である。

数年前に同様の要望があり、旅客の変更のみの場合は臨時協議で対応が可能とした経過があり、今回初めて実施させていただいた。もし、旅客の変更があるようであったら早めに相談をいただきたい。

(委 員) この情勢下であるので、対面での協議でなく書面で行っている団体もある。協議期間の大幅な短縮とはいかないかもしれないが参考にして欲しい。

※会議概要は、原則として公開します。